

平成 29 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 29 年 1 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

4 番	中村三千人君	10 番	小堀田幸一君
-----	--------	------	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史	主査	大林喜光

4、議事日程

開 会

日程第 1		議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 4 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 5 号	非農地通知書交付申請について
日程第 7		報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 1 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。昨年は、自然災害が多かったように思えます。先日、西原村の農業委員会の方が研修に来られました。地震による被害の復旧がまだ終わらず、いつになるかつかめない状況とのことでした。今年は、災害のない 1 年になってほしいと思っております。それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、4 番、中村委員、10 番、小堀田委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3 番、山本委員、13 番、中川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。河浦町の譲受人は横浜市の譲渡人より、宮地岳町の田 2,084 m²、畑 1,457 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したかかし村から南東へ約 200m、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には米と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 2番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1,205㎡と畑101㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧一町田小学校板之河内分校から北へ約1km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) お手元の資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は兵庫県明石市の個人で新和町の畑3,729㎡に植林する計画です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から東へ約800m、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、これまで柑橘類を栽培していたが高齢となり管理ができなくなったため、杉920本を植林し山林として管理する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に植林されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

○9番(本田実君) 申請地の周りは、農地ですね。

○事務局（小松通利君） 周囲に農地はありますが、そのほとんどの農地は申請者の農地です。その他の農地所有者からは同意書をいただいています。

○9番（本田実君） 分かりました。ただ、周囲に農地がある場合は、影になったりするので、境界から少し引いて植えるなど話をしたりしないといけないと思います。

○事務局（小松通利君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は福岡県の個人で、本渡町の畑511㎡を売買により取得し、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した山口保育所から東へ約300m、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、12台分の駐車場として整備し、近くの医院へ貸し付ける計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。
次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は上天草市の法人外1名で、中村町の畑180㎡を売買により取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所別館から南東へ約300m、青色で

着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、社員への厚生面を考慮し社宅を建築する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3 番について説明します。転用者は今釜町の個人で、本渡町の田 1,406 m²を売買により取得して、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所別館から北西へ約 500m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在使用している資材置場が狭く不便なため砂やクラッシャーラン、コンクリートブロック等の建築資材置場、トラック等保管場所、残地は通路とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4 番と 5 番の案件は、同一場所の関連した案件なので、一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（寺澤大介君） 4 番及び 5 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本

渡町の田 234.99 m²を売買により取得し宅地へ、また本渡町の田 30.58 m²に上下水道管を埋設するため地上権を設定する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した中央消防署から西へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅 1 棟、2 台分の駐車場、残地を庭とし、上下水道管を埋設する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成し、上下水道管が埋設してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5 番について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6 番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑 447.43 m²を贈与により取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南東へ約 1.2km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を 1 棟、2 台分の駐車場、残地を通路及び庭として整備し利用する計画です。資料③の 4 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 7番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田170㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所内野出張所から南へ約800m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地です。第1種農地は原則転用することができませんが、集落接続の例外規定が適用され許可することが可能です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、隣接する保育園等があり行事の度に駐車場が足りず、近隣住民に迷惑が掛かっているため、貸駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 8番について説明します。転用者は熊本市の法人で、有明町の畑2,770㎡に賃借権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から南西へ約1.5km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電用パネルを832枚設置し、太陽光発電施設を建設する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 資料②の4ページをお開きください。9番について説明します。

転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑292㎡を売買により取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約800m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地です。第1種農地は、原則許可できませんが、集落に接続するため例外規定が適用され許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、残地を3台分の駐車場及び庭として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第4号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 議第4号について説明します。資料②の5ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が6件、再設定の計画が7件、転貸が2件、合計で15件、総面積は108,744㎡となっております。転貸の2件は、農地利用集積円滑化団体、あまくさ農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の10ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。

以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 15 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 5 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 5 号について説明します。資料②の 11 ページをお開きください。非農地通知書交付申請筆数が、佐伊津町 1 筆、五和町 1 筆、面積は合計で 1,293 ㎡となっております。現地確認を実施し、12 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が動画です。2 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 1 番についてですが、先日、局長と寺澤主任と私で現地を確認してきました。池が掘ってありまして、原野として認めることはできないのではないかと思います。申請地の面積のうち 7 割程度が池のようになっており、残地を農地として使えるかと言われれば難しいとは思いますが、どうでしょうか。

○事務局（寺澤大介君） 原野かどうかを判断するのではなく、農地か非農地かを判断していただくこととなっております。議案の現況地目欄に原野と記載していたため、原野ではないのご意見だと思いますが、農地に該当するかどうかというところをお願い致します。資料②の 12 ページの判断基準で、物理的な条件整備が困難、または、周囲の状況からみて復元しても継続して利用することが難しいと見込まれるもの、に該当するかどうかというところで判断をお願い致します。

○5 番（宮崎義一君） 農地として利用するのは無理なんじゃないでしょうか。

○9 番（本田実君） 非農地でいいと思います。農地としては無理でしょ。

○議長（鶴田雄士君） 分かりました。他にご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので全て非農地として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の13ページに記載しております。
農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第4条の許可不要転用届については、ございませんでした。第5条の許可不要転用届については、ございませんでした。
以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成29年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

午後3時10分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 山本隆久

署名委員 中川 徹